

大阪市立大学理学部画像技術室利用要項

制定 平成 28 年 11 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、大阪市立大学理学部画像技術室（以下、「画像技術室」という。）が所有する機器の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録機器)

第 2 条 画像技術室において利用に供する機器（以下、「機器」という。）は、大阪市立大学杉本地区理系学部附属施設における機器等に関する諸料金規程（以下、「規程」という。）第 3 条に定めるとおりとする。

(利用資格)

第 3 条 機器を利用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学部学生、大学院学生、科目等履修生等、本学において就学している者
- (3) 本学の受託研究員等、本学において研究に従事している者
- (4) 本学以外の他の大学、研究機関等に所属する者
- (5) 企業、法人その他の団体等に所属する者
- (6) その他理学部長が適当と認めた者

(利用者の遵守事項)

第 4 条 利用者は、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 秩序維持及び整理整頓に努めること。
- (2) 機器などを管理する教職員（以下、「担当教職員」という。）の許可を得ることなく、機器・備品を持ち出さないこと。
- (3) 持ち込んだ機器は、作業終了後速やかに持ち帰る。作業が長期にわたる場合の機器の持ち込みや大型の機器の持ち込みに関しては、担当教職員の指示に従うこと。
- (4) 各機器を使用するときは、それぞれ定められた事項を厳守し、操作方法などが不明確のまま使用しないこと。
- (5) 機器、設備などに異常・破損事故等が生じたときは、速やかに担当教職員に連絡すること。
- (6) 前号の異常・破損事故等について、利用者の故意もしくは重大な過失によるものと認められる場合は、修理費等必要経費を負担すること。
- (7) 電気、火気、水道、エアコン、戸締り等の安全に留意すること。

2 前項各号の事項に違反した場合、理学部長は当該使用者の使用を禁止することができる。

(利用料金の減免)

第 5 条 第 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうち、理学部に所属する者が機器を利用するときは、利用料金の減免を行い、別表に定める利用料金を適用する。

2 理学部長が、利用料金の算出にあたり前項によりがたいと認めるときは、理学部長が別途定める方法により利用料金を算出することができる。

(納付の方法)

第 6 条 前条に定める利用料金の納付は、経費振替あるいは本学が指定する日までに振り込むことにより行うものとする。

(免責)

第7条 利用者が機器を利用する際に受ける損害のうち、次の各号の一に該当する場合には、画像技術室は、その責を負わない。

- (1) やむを得ない事由により機器の利用ができず、損害が生じたとき
 - (2) 機器を利用する者の責による事由によって損害が生じたとき
 - (3) その他画像技術室の責めに帰さない事由による損害であるとき
- (雑則)

第8条 この要項の施行について必要な事項は、理学部長が別に定める。

(附則)

この規程は平成28年11月1日から施行する

別表 (第5条関係)

装置等名	利用料金	
	依頼利用料金	本人利用料金
スキャナーシステム一式	1,500円/利用時間	1,000円/利用時間
ビデオ撮影装置一式	1,000円/利用時間	
画像処理・ビデオ編集装置一式	300円/利用時間	
写真撮影装置一式	500円/利用時間	

別表 (第5条関係) 大型プリンター料金

用紙種類 (サイズ)	大型プリンター利用料金	
	依頼利用料金	本人利用料金
普通紙ロール紙、A0	670円/枚	640円/枚
普通紙ロール紙、B0	730円/枚	700円/枚
マットロール紙、A0	1,060円/枚	1,030円/枚
マットロール紙、B0	1,320円/枚	1,290円/枚
フォトペーパー、A0	1,630円/枚	1,600円/枚
フォトペーパー、B0	2,100円/枚	2,070円/枚
光沢フィルム、A0	3,650円/枚	3,620円/枚
光沢フィルム、B0	5,150円/枚	5,120円/枚
クロス紙 (布)、A0	3,360円/枚	3,330円/枚
クロス紙 (布)、B0	4,990円/枚	4,960円/枚
合成紙2 (ユポ)、A0	1,280円/枚	1,250円/枚

備考

- ・ A0、B0以下の金額は、面積比で算出する。例えばA1サイズは、A0サイズの半額とする。
- ・ A0、B0以上の長尺ロールの場合は、オーバーした長さを比例計算で加算する。
- ・ 用紙の長さの基準は、A0:1.29m、B0:1.58mとする。